

事務事業名 成年後見制度利用支援事業（高齢者）

区分	No	名称
章	1	やさしさと共生するまち
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる
施策	2	高齢者福祉の確立
小分類	2	高齢者福祉の充実
主要な施策	2	ひとり暮らし老人の支援
事務事業番号	003	事業開始年度 平成 21 年度 事業終了年度 平成 - 年度 会計種別 介護保険特別会計

部 名	保健福祉部	グループ名	高齢・介護グループ
-----	-------	-------	-----------

事務事業の概要

《Plan・Do》

目的	(事務事業の実施目的を具体的に記入してください)
	成年後見制度を利用することにより、判断能力が不十分な高齢者の権利・利益を保護し、福祉の向上を図る。
事業内容及び実績	(事業内容及び平成23年度の実績を具体的に記入してください)
	成年後見制度の利用が必要な65歳以上の方で、成年後見制度の申し立てをする親族がいない、申し立てに係る費用や後見人等への報酬を負担できない方を対象に、家庭裁判所に申し立てを行うとともに、申立費用や後見人への費用を負担できない場合には、市がその費用の一部または全部を負担する。 【事業実績】 市長申立件数：2件 費用負担件数：0件
今後の方向性	(次年度以降の事業展開における改善など今後の方向性を具体的に記入してください)
	事業継続により、判断能力が不十分な高齢者の権利・利益を保護し、福祉の向上を図る。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称を全て記入してください)
	民法、老人福祉法、介護保険法、 登別市成年後見制度利用支援事業実施要綱

事業費（財源内訳）の推移

《Plan・Do》

区分		単位	H22年度 決算	H23年度 決算	H24年度 当初予算	H25年度 見込	H26年度 見込
国庫支出金	名称	千円			293	350	407
道支出金	名称	千円			146	175	203
地方債	名称	千円					
その他	名称	千円		71	199	199	199
一般財源	名称	千円		1	304	362	421
事業費 合計			0	72	942	1,086	1,230

指標の推移

《Check》

区分		単位	区分	22年度 実績	23年度 実績	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	市長申立件数	件	目標値	3	3	5	5	5
			実績値	0	2			
	申立費用等負担件数	件	目標値	1	1	1	1	1
			実績値	0	0			

現況		《Check》
現状の状態、問題点、課題等《事業前》	具体的な対策、解決の方向性《事業後》	
成年後見制度の申し立てをする親族がいない、申し立てに係る費用や後見人等への報酬を負担できない方が制度を利用できなかった。	成年後見制度の申し立てをする親族がいない、申し立てに係る費用や後見人等への報酬を負担できない方を対象に、家庭裁判所に申し立てを行うとともに、申立費用や後見人への費用を負担できない場合には、市がその費用の一部または全部を助成することで、判断能力が不十分な高齢者の権利・利益を保護し、福祉の向上を図ることができた。	

担当グループによる事務事業評価の内容（複数回答可） 《Check》

1. 事務事業の妥当性について			
市が事業主体として実施していくべき妥当性の高い事業ですか？	市が主体に行うべき事業である	判断理由及びその他所見	成年後見制度の申し立てをする親族がいない、申し立てに係る費用や後見人等への報酬を負担できない方が制度を利用できないため。
	民間(事業者、市民団体等)でも実施可能である		
	国、道、他団体等との連携や広域化が可能である		
	国、道、民間等の事業と重複・類似している		
2. 事務事業の必要性について			
市民ニーズの状況等から勘案して、必要性の高い事業ですか？	市民、団体等から具体的な要望がある	判断理由及びその他所見	成年後見制度の申し立てをする親族がいない、申し立てに係る費用や後見人等への報酬を負担できない方が制度を利用できないため。
	市民アンケートの結果から必要性が高い		
	社会情勢、地域事情等から必要性が高い		
	市民の大部分が関連することから必要性が高い		
3. 事務事業の効率性について			
事業内容とコスト(事業費)のバランスがよい効率性の高い事業ですか？	低予算、少労力で高い効果をあげている	判断理由及びその他所見	民間では実施できない。
	市で実施するほうが民間委託より効率性が高い		
	多額の経費や労力を要するがやむを得ない		
	将来的に効率性を向上できる		
4. 事務事業の成果について			
目的を達成するための成果はあがっていますか？	成果指標の向上が見られる	判断理由及びその他所見	判断能力が不十分な高齢者の権利・利益を保護し、福祉の向上を図ることができた。
	市民、団体等の声から成果を感じられる		
	目に見える形で成果があがっている		
	成果の把握は困難である		

担当グループによる評価 《Check》

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	成年後見制度の申し立てをする親族がいない、申し立てに係る費用や後見人等への報酬を負担できない方が制度を利用できないため。
----	----------------------	--

行政評価会議による評価 《Check》

維持	備考
----	----